

九都県市首脳会議「児童相談所等の体制強化について」に係る要請の実施について

平成31年4月24日に開催された第75回九都県市首脳会議での合意に基づき、神奈川県が九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)を代表して、児童相談所等の体制強化について、国に対して要請を実施しますので、お知らせします。

- 1 実施時期 令和元年5月20日(月)10時30分
- 2 要請先 上野 宏史 厚生労働大臣政務官
- 3 要請者 黒岩 祐治 神奈川県知事
- 4 要請内容 別添要請書のとおり
- 5 その他 都合により日程等が変更される場合があります。

要請活動等については、神奈川県にお問合せください。

【九都県市首脳会議について】

神奈川県政策局自治振興部広域連携課

電話：045-210-3140

【要請内容について】

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課

電話：045-210-4650

問合せ先

広域行政課

電話：042-769-8248

児童相談所等の体制強化について

児童虐待については、児童相談所及び市区町村における児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況であり、依然として深刻な社会問題となっている。

このような中、九都県市首脳会議では平成31年4月24日に、「児童虐待の防止に向けた共同宣言」を採択し、児童相談所、市区町村、学校、警察、地域などが連携を強化し、未来のある子どもの大切な命が二度と失われることがないよう、九都県市一丸となって、児童虐待防止に全力で取り組んでいくことを宣言した。

国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所及び市町村の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会での成立を目指している。

児童相談所を設置している自治体においては、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、特に虐待相談対応件数の多い都市部においては、児童相談所及び市区町村の職員の確保が非常に困難になっており、法改正の趣旨に沿った児童虐待防止対策を進めるにあたっては、国の責任において、人材確保・育成を図る必要がある。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師及び市区町村の子ども家庭福祉に関わる専門職員等の配置について、都市部における人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、国の責任において、十分な確保・育成対策及び財政措置を講じること

令和元年5月20日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎